



親から子へつなぐ
悠久の森 源流の里
にしめや

広報 Nishimeya

にしめや



1月13日 弘前市・西目屋村
消防団出初式



白神のまなびやより…… P.2～3
いきいき健康広場…… P.4
社会福祉協議会だより

白神だより…………… P.5
地域おこし協力隊通信
消防だより

教育委員会からのお知らせ… P.6
各種お知らせ…………… P.7～11
ズームアップにしめや…… P.12

白神のまなびやより

たしろ保育園

今年の冬は生活に支障をきたす程の降雪で、心までへし折れてしまいました。そんな中、西目屋村の除雪は行き届いており、お陰様でたしろ保育園の子ども達は安全に通園や散歩が出来ます。そしてその積みあがった雪山から、そり遊びをするのが醍醐味！へとへとになるまで楽しんでます。

1月8日、たしろ保育園新年行事の一環として「紙相撲大会」を実施しました。たかが紙相撲されど紙相撲～。やってみないと分からない楽しさ！トーナメント方式で競技が行われ、あの手この手の真剣勝負が続きました。子ども達も職員も新年早々、雄叫びを上げながらの白熱戦となり、今年一番の幸せタイムからスタートできたようです。

児童クラブは今年も児童支援員三浦先生指導の下、習字教室を開催。1月8日、9日の両日で20名以上の参加がありました。いい笑顔で筆を持ち、書初めは大成功だったようです。習字教室に参加した子どもたち全員の作品を「東奥児童書道展」に出展します。結果が楽しみです。

冬休み最後の土曜日（1月11日）「赤い羽根共同募金」を募るため、「ビーチにしめや」に出かけてきました。久々の好天に恵まれ、子ども達の声も弾んでいました。募金に協力して下さい下さった方々、そして場所を提供して下さい下さった「ビーチにしめや」様には心より御礼申し上げます。募金活動は今後も天候を見ながら行う予定です。子ども達の姿を見かけましたら是非、声を掛けて下さい。

たしろ保育園 園長 山内 久子



冬休みを終えて、子どもたちの元気な声が西目屋小学校に戻ってきました。やはり、学校は子どもたちの笑顔があふれ、楽しい声が響き合っこそ光り輝く場所だと改めて感じさせられます。

始業式では、各学年代表の子どもたちが3学期にがんばりたいことを発表してくれました。皆様に、発表内容の一部を紹介します。

・ 1年生代表 川添 新七さん

「いっぱい勉強をしたり、朝のマラソンとなわとびをがんばったりしたいです。そして、4月には、新しく入る1年生のお手本になりたいです。」

・ 2年生代表 田畑 大汰さん

「3学期は漢字検定があるので、勉強をがんばって合格したいです。ろうか歩行もがんばりたいです。」

・ 3年生代表 米村 倫太郎さん

「3学期のめあては、漢字をしっかりと覚えることです。漢字検定で7級に挑戦します。習っていない漢字を、一人勉強で進んで練習したいです。本を読むことも好きなので、たくさん本を読みたいです。」

・ 4年生代表 三上 樹助さん

「3学期にがんばりたいことは早寝・早起きです。朝早く起きられるように、10時半までには寝たいです。来年度は高学年になるので、みんなで助け合って生活していけるようにがんばります。」

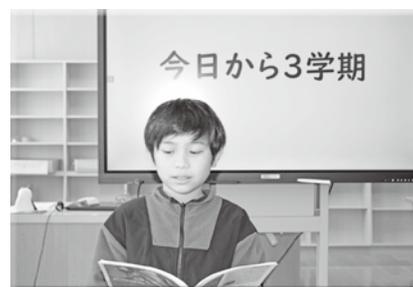
・ 5年生代表 桑田 詩琉さん

「勉強でがんばろうと思っていることは、漢字検定の練習です。ぼくは、5級にチャレンジします。まだ学校で習っていない漢字も、どんどん覚えていきたいと思います。」

・ 6年生代表 前山 聖嵐さん

「3学期の目標は、早寝・早起きを守り、中学校生活に備えて一人勉強をがんばりたいです。まずは漢字検定合格のために、一人勉強で漢字をがんばろうと思います。また、残り少ない小学校生活で低学年の見本になれるようにしたいです。」

3学期の登校日数は、1～5年生が48日、6年生が42日と1年間の中で1番短いです。全ての子どもたちが、自分を高めるための目標が達成できるように、応援していきたいと思います。



いきいきポイント

1. 今の生活習慣を確認（見直し）しませんか？ 健康相談会（暗門大学併催）を開催します！

- (1) 日程 2月14日（金） 14：00から随時受付
- (2) 場所 中央公民館
- (3) 対象 だれでも
- (4) 内容

いつでもOK
健康測定のみでもOK

時間	内容
14：00～14：30	①自宅でできる体のメンテナンス（軽運動）
14：40～17：30	②健康測定（高精度体組成成分分析、野菜摂取量、老化原因物質蓄積、足指握力） ③保健師／管理栄養士等による健診結果に基づく健康相談

- (5) 費用 無料
- (6) 持ち物 あれば直近の健康診断の結果表
- (7) その他 運動実践は①時間帯のみですが、運動方法は②③時間帯でも個別にアドバイスします。

2. COPDって知ってますか？

COPDとは、慢性閉塞性肺疾患という**肺の病気**です。たばこの煙などを長期間吸い込むことによって、肺の中の「肺胞」という組織が壊れたり、気道に炎症が起きたりして、呼吸機能に支障をきたす病気です。

主な症状は、せきやたん、息切れなどです。ありふれた症状で、ゆっくり進行するため、身体の異常に気がつくにいきま重症化します。**重症化すると、日常生活が制限されたり、酸素吸入が必要になったりする**など、大変な苦痛を伴います。**一度壊れた肺胞は元に戻らず、完治はしないため、早期発見・早期治療が重要**です。

次のような症状がある人は、一度かかりつけ医や呼吸器専門医に相談しましょう。

- ①同世代と比べて、息切れしやすい。
- ②階段を上るときなど、すぐ息切れする。
- ③風邪でもないのに、せきやたんがよく出る。
- ④休み休みでないと、歩くのがつらい。

(※) 40歳以上で喫煙している人、喫煙歴がある人は、特に注意が必要です。

--*-*-*-*-*-*-*-*-*-* 【今月のいきいきDay】 -*-*-*-*-*-*-*-*-*-*-*

日 程	行 事 名	備 考
2月 8日(土)	歯つびーデイ	歯ブラシを交換しませんか？ 意識的に歯磨きをしてみましょう。

※なんでも相談窓口 健康のこと、介護のこと、生活のこと、なんでも相談してください。

(西目屋村役場住民課 保健師／成田) 電話番号 85 - 2804

社会福祉協議会だより

お知らせ

教育支援資金の貸し付け～お早めにご相談ください～



社会福祉協議会では低所得世帯等（※）に対し、教育資金でお困りの方に次に掲げる経費の貸し付けを行っています。

また、相談により解決策のご提案や他制度の紹介等をいたします。

相談から貸し付けまで1ヶ月ほどかかります。必要と思われる方はお早めにご相談ください。

QRコードの「問い合わせフォーム」もご利用いただけますので、ぜひご利用ください。

(※) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）。

▼教育支援費…高等学校、大学又は高等専門学校等に修学するのに必要な経費。（授業料、定期代等）

- ・貸付限度額 高校 月3万5千円以内
- 高専 月6万円以内
- 短大 月6万円以内
- 大学 月6万5千円以内

▼就学支度費…高等学校、大学又は高等専門学校等への入学に際し必要な経費。（入学金、制服、教科書代等）

- ・貸付限度額 50万円以内

※貸付利率は、教育支援費及び就学支度費ともに無利率です。

▽問い合わせ・申込先

社会福祉法人西目屋村社会福祉協議会
TEL…85 - 2255
(受付時間…平日8:15～17:00)
Mail…nishishakyo@wine.ocn.ne.jp



【問い合わせフォーム】

人権擁護委員に 三浦啓子氏が再任されました

令和7年1月1日付けで三浦啓子氏（田代）が人権擁護委員に再任されました。任期は3年です。人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、相談や啓発を通じて人権擁護活動を行っています。

なお、村では再任された三浦氏のほか、米澤初雄氏（田代）が人権擁護委員を委嘱されており、随時、相談に応じています。また、毎月15日（土、日、祝日の場合は翌日）午前10時から午後3時まで役場談話室にて人権相談を開設しておりますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 西目屋村役場住民課住民係
TEL 85 - 2803

農業集落排水に加入しましょう

農業集落排水（下水道）は、水環境の悪化により生態系などに様々な影響を及ぼす生活排水を集めて、きれいな水に処理することによって、農業用排水及び河川の水質改善を図り、快適な生活が送れるようになります。

排水設備工事や水洗便所改造工事をする場合は、西目屋村役場建設課（☎85 - 2802）までご連絡ください。

白神
だより

白神公社

津軽白神ツアー からのお知らせ

皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。

年末年始の大雪で大変かと思いますが、雪が落ち着いたら近場の温泉宿でゆっくり過ごしたり、東京・大阪など大都市を観光したり、京都などの古都をめぐるなり、旅行で心も体もリフレッシュしませんか？

家族旅行、グループ旅行、団体旅行などをご計画の際はお気軽にお問合せ下さい！もちろん出張などのビジネス旅行もOKです。

飛行機や新幹線、レンタカー、温泉宿やホテルなどの旅行に関する手配も承っております。(チケット類のお渡しには3日程お時間をいただきますので、ご利用の際はお日にちに余裕を持ってお申込みください。)

営業時間 9:00～17:00
定休日 毎週水曜日・年末年始
問い合わせ先 0172-85-3315



地域おこし協力隊通信

こんにちは、地域おこし協力隊の山形祐介です。

先日、環境省によるニホンジカの生息調査に同行させていただく機会がありました。雪の中をかき分けて、動物にかじられた葉やフンなどを探して採取します。採集物を分析して動物の種類や食べている物などを詳しく判別できるそうです。

ニホンジカが植物を消化するためには塩分が必要不可欠で、特に出産～授乳期の雌鹿は塩水を好んで飲むそうです。村内の集落付近にも痕跡が目につくため、ひょっとしたら温泉に含まれる塩分に惹かれているのかも？という見方もあるようで驚かされました。

農作物被害防止と白神山地の植生を守るために、引き続き関係機関とも情報共有をしながら対策をして参りたいと思います。



消 防 だ よ り

住宅用火災警報器の維持・管理について

住宅用火災警報器は、火災が発生した時にこそ正常に作動しなければなりません。そのためにも、日頃から「点検」と「お手入れ」をしましょう。

①点検の時期

一ヶ月に一度を目安に作動点検をしましょう。点検は居住者が自ら行って下さい。

②点検の方法（作動確認）

本体のひもを引くものやボタンを押すことで点検できる物など、機種によって異なりますので、説明書を読んで、点検方法を確認しておきましょう。

③清掃（お手入れ）

ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなるので、家庭用中性洗剤に浸した布などを十分に絞って、軽く汚れを拭き取って下さい。

住宅用火災警報器の交換時期について

・本体の交換時期は機種によって異なりますが、目安はおおむね10年です。

①自動試験機能のある機器

機能の異常を示す音や表示がされた場合は、本体ごと交換して下さい。

②自動試験機能のない機器

本体に表示された交換期限や説明書の記載にあわせて、本体ごと交換して下さい。

※乾電池交換タイプは電池交換を忘れずに。

乾電池交換タイプの物は、電池交換が必要です。定期的な作動点検の時に、「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換して下さい。

電池が寿命に近づくと音や表示で知らせる機種もあります。

『詳しくは説明書・仕様書を確認するか、メーカーに直接問い合せて下さい。』

西目屋村災害発生状況

令和6年12月末現在

	救 急	火 災	救 助	遭 難
12月件数	7	0	0	0
累 計	58	0	1	0

就学援助費の交付申請について

村では、経済的理由により就学が困難な児童がいる家庭に対し、児童が安心して勉強できるよう学用品費などを援助しています。

この制度を利用するには、家庭の所得状況等の確認をする必要がありますので、事前に教育委員会へご相談ください。また、申請用紙は教育委員会にありますので、本年4月から希望される場合は、令和7年3月14日（金）までに関係書類の提出をお願いいたします。

西目屋村奨学生の募集について

村では、令和7年4月から奨学金の貸し付けを希望される方を下記のとおり募集します。

- 1 **対象者** 高等学校以上の学校に在学する優秀な生徒又は学生のうち、経済的理由により就学困難と認められる者
- 2 **貸付額** (1) 高等学校又はこれと同程度の学校に在学している者
月額 15,000円（限度額）
(2) 大学院、大学、短期大学、専門学校又はこれと同程度の学校に在学している者
月額 50,000円（限度額）
- 3 **返還方法** 卒業1年後から10年以内に一括、半年賦又は年賦で貸与を受けた金額を返還していただきます。
- 4 **貸付利息** 無利息
- 5 **申込み方法** 貸し付けを希望される方は、令和7年3月14日（金）までに次の書類を教育委員会に提出してください。
(1) 奨学生願書（教育委員会に備え付け）
(2) 学業成績証明書
(3) 所得課税証明書（同一世帯全員分）
(4) 印鑑登録証明書（連帯保証人2名分）
(5) 在学証明書（4月1日以降4月末までに提出）
- 6 **決定** 教育委員会で審査の上、決定します。

※貸し付けを受ける際は、2名の連帯保証人が必要となります。

※貸付期間中の退学または奨学生世帯が村外に転出したときは、既に貸与した期間と同一期間内で返還していただきますので、特にご注意ください。

問い合わせ先：西目屋村教育委員会教育課学務係 TEL 85 - 2858

東目屋中学校吹奏楽部

東目屋中学校吹奏楽部が、去る1月18日に八戸市で行われた「アンサンブルコンテスト青森県大会」に弘前地区代表として出場し、銀賞を受賞しました。2年生の石ヶ森結さん、若松千聖さん、三浦悠吏伽さん、三浦穂稀さんによる管打四重奏で楽曲『3つの手紙』を演奏、日頃の感謝の気持ちを含め、場面の变化を情感豊かに演奏しました。現在は、1・2年生部員9名。自慢の仲の良さや団結力で日々熱心に練習に励み、校内行事や大会・イベント等で演奏を披露しています。



食育たより

12月19日、食育に関するキャラクター賞の受賞者に村長から表彰状が手渡されました。



キャラクター賞 三浦 樟己さん
 ネーミング賞 米村 倫太郎さん・滝吉 晴琉さん
 グッと賞 前山 聖嵐さん・米沢 希乃花さん

12月26日、小学校児童を対象に食育事業を開催しました。

県産米を使用したおにぎりを作成し、試食。はれわたり、青天の霹靂、まっしぐらそれぞれのお米の味の違いを感じながら県産米の美味しさを実感していました。



宮下知事と対話する 「#あおばな」実施団体募集

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声を聴き、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

対象：県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等

募集期間：令和7年2月14日(金)
～2月28日(金)

実施期間：令和7年4月21日(月)
～6月29日(日)

応募方法：専用応募フォームから申込

問い合わせ先：青森県総務部広報広聴課
TEL 017-734-9138



【県庁ホームページ】

日本年金機構より

「ねんきんネット」ご利用の案内

「ねんきんネット」は、スマートフォン等からご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできる機能

- ・ご自身の年金記録の確認
- ・将来の年金見込み額の確認
- ・「ねんきん定期便」や各種通知書の確認
- ・国民年金保険料口座振替の申出 など

また、「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携してさらに便利に利用できます。「マイナンバーカード」と「スマートフォン」を使用してぜひ次の登録をお願いします。

- ・「ねんきん定期便」のペーパーレス化
 - ・オンラインでの確定申告に使える「公的年金等の源泉徴収票」、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子送付希望の登録
- (税務署や市町村での確定申告においても「ねんきんネット」で各種通知書の確認から年金額等の入力・記入にご利用いただくことができます。)

問い合わせ先

年金定期便・ねんきんネット専用番号
0570-058-555

あおもり性暴力被害者支援センター

レイプや不同意わいせつなど、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートします。

- ◆「**りんごの花ホットライン**」 ☎017-777-8349 (やさしく) または☎#8891
※専門の研修を受けた相談員が対応します。秘密は厳守します。

- ◆**相談受付時間** 月～金 9:00～17:00
(上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、国のコールセンターにつながります。)

☎青森県県民活躍推進課 (☎017-734-9228)

- ◆県が本センターの運営を委託している公益社団法人あおもり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しています。活動に関心のある方は、下記へ直接お問合せください。

☎(公社)あおもり被害者支援センター (☎017-718-2085)

転出届・転入予約は、 マイナポータルで！

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約(来庁予定の連絡)ができます。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

引越し手続きについて | 引越し | マイナポータル
https://myna.go.jp/html/moving_oss.html



引越し手続きオンラインサービス | デジタル庁
https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service



弘前税務署からのお知らせ

スマホ（又はパソコン）とマイナンバーカードを利用して、ご自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、是非ご利用ください。

なお、申告書作成会場では、ご自宅からと同様にご自身のスマホにより、ご自身で申告書等を作成していただけます。

マイナンバーカード（カードの発行時に設定した暗証番号を含む。）を所有の方は、お持ちいただくとともに、暗証番号の有効期限を必ずご確認ください。有効期限が切れていた場合は、更新手続きが必要となります。

【所得税・消費税・贈与税確定申告書作成会場の開設】

- **開設場所** 弘前市立観光館（弘前市大字下白銀町2-1） 1階多目的ホール
 - **開設期間** 2月17日(月)～3月17日(月)《土、日、祝日を除く》
 - **開設時間** 午前9時～午後4時
 - **注意事項** 会場の駐車場は有料です。なお、駐車可能台数に限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- ※ 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場での当日配付又はLINEによるオンラインでの事前発行があります。入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

■問い合わせ先

弘前税務署個人課税第一部門

住所 弘前市大字本町2-2

電話 0172-32-0331（代表）（自動音声「2」番を選択してください。）

家庭裁判所調査官募集

少年非行や家庭に関する紛争を扱う家庭裁判所では、行動科学の専門的な知識や技法を持った家庭裁判所調査官が、非行少年の立ち直りや、家庭の問題解決のために、重要な役割を果たしています。

家庭裁判所調査官に興味がある方は、裁判所ウェブサイト（採用情報）をぜひご覧ください。

ウェブサイト

<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>

有限会社 環境プラント

古河産機システムズ(株)特約店

〒036-8084 青森県弘前市大字高田1丁目13番地1号

工場 〒036-8112 青森県弘前市大字堀越字鎧田49-2

TEL (0172)28-1481・FAX(0172)28-1482



弘成舗装 株式会社

私有地・敷地等

舗装工事承ります

☎ 0172-28-5303

建設工事コンサルタント

建設ICT・CIM対応



北村技術株式会社

本社 〒036-8061 青森県弘前市大字神田4丁目1-21
TEL 0172-31-5655(代表) FAX 0172-31-5622

宮城支店 〒989-6116 宮城県大崎市古川李塚字前田68-4
TEL 0229-87-3955 FAX 0229-87-4326

作業所 青森・十和田・八戸



自動車・オートバイの 手続きはお早めに

東北運輸局 青森運輸支局
八戸自動車検査登録事務所

例年、3月中旬から3月末は自動車の検査や登録の手続きが集中し、窓口や駐車場が大変混み合います。自動車等の移転登録（名義変更）、抹消登録等の登録手続きは、お早めにお済ませください。

また、各種の登録手続きに必要な書類等の案内は、[青森運輸支局のホームページ](#)、又は[自動車検査登録総合ポータルサイト](#)に掲載しておりますのでご利用下さい。

なお、受付時間は8時45分から11時45分、
13時00分から16時00分までとなっております。

【青森運輸支局ホームページアドレス】

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/am/am-index.html>

又は



【自動車検査登録総合ポータルサイト】

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

【自動車手続きヘルプデスク（電話案内）】

・青森運輸支局 TEL 050 - 5540 - 2008

注：案内時間は、開庁日のAM8：30からPM5：15まで（自動音声は24時間ご利用になれます）

自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、またはその方と生計を一にする方が、これ他の手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当する時には、申請により自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けることができます。

詳しくは、中南地域県民局県税部までお問い合わせください。

※軽自動車（種別割）については、村税務担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先 中南地域県民局県税部 納税管理課 ☎ 32 - 4341
西目屋村役場税務会計課 ☎ 85 - 2805



光と快適環境を創造する

電気設備工事・太陽光発電設備・電気土木工事

 **嶋津電気株式会社**

弘前市大字八幡町2丁目7番地6 ☎0172-34-3736



ACS 株式会社 青森電子計算センター

■本社 / 青森市三内字丸山393-270（西部工業団地内） TEL. 017-761-5301

■弘前営業所 / 弘前市大字神田3-2-3（角弘弘前支店2F） TEL. 0172-35-0882

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和5年8月1日～令和6年7月31日）の合算額が限度額（※表参照）を超えた場合、その超えた金額が支給されます（500円以下の場合の対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になるとと思われる方はお問い合わせください。

所得区分		後期高齢者医療 + 介護保険
現役並み所得Ⅲ※1		212万円
現役並み所得Ⅱ※2		141万円
現役並み所得Ⅰ※3		67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
低所得Ⅱ※4		31万円
低所得Ⅰ※5		19万円

※1：課税所得690万円以上の方

※2：課税所得380万円以上690万円未満の方

※3：課税所得145万円以上380万円未満の方

※4：世帯員全員が住民税非課税の方

※5：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・後期高齢者医療被保険者証もしくは後期高齢者医療資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住基カード、障がい者手帳など身元のわかるもの）
- ・印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）をお持ちください。

問い合わせ先 西目屋村役場 住民課 ☎ 85 - 2803



「戸籍の窓」は原則として「本籍が西目屋村にある方」を掲載しています。掲載を希望しない方また当村に本籍がなくて掲載を希望する方などがありましたら、必ず広報係までお申し出ください。

* おくやみ

三上 秋義 (57) …白沢
 檜山 イツ (95) …村市
 佐藤 ヨツ (79) …居森平

R6.12月末現在 () は前月比

村の人口

男性 568人 (+3)
 女性 642人 (-3)
 合計 1210人 (±0)
 世帯数 530世帯 (+2)



村から皆さんへの

大切なお知らせです。

労働委員会委員による労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

開催日時及び場所

開催日	時間	場所
2月16日(日)	10時00分～12時00分	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
3月4日(火)	13時30分～15時30分	
3月16日(日)	10時00分～12時00分	

対象者 県内の労働者・事業主

対応者 青森県労働委員会委員

青森県の行政機関の一つ。労働問題について専門的知識を持つ、公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）で構成されており、中立・公正な立場で労働問題を解決します。

その他 費用無料、秘密厳守 随時受付（予約優先）

問い合わせ先 青森県労働委員会事務局 ☎ 017 - 734 - 9832 FAX 017 - 734 - 8311

第5弾西目屋応援商品券「目屋ズーミ」について

令和7年2月より第5弾西目屋村応援商品券「目屋ズーミ」が指定の商品券取扱店で利用できるようになりました。有効期限がございますので、期限内にご利用ください。

■商品券を受け取れなかった方

郵便局の保管期間を経過して村に返送される商品券は、役場産業課で保管します。世帯員のどなたかが当課へ受け取りにお越しください。

なお、引き渡しの際に、本人確認をさせていただきますので、印鑑と運転免許証等の本人確認ができるものを持参してください。

■商品券「目屋ズーミ」取扱店の追加について

商品券の取扱店が追加となりましたので、お知らせします。

【追加取扱店】 三和開発、クワタ開発、檜山商店

■問い合わせ先 西目屋村役場産業課 TEL 85 - 2800





教育委員委嘱状交付

先般、村議会の同意により、教育委員会の委員に
工藤奈美氏が引き続き就任されました。今後とも
西目屋村教育環境発展のためにご尽力いただきます。



固定資産税辞令交付

村固定資産評価審査委員会委員に田澤美男氏
(田代)が選任されました。

除雪ボランティアに感謝

近年まれに見る大雪に見舞われている今シーズン、ボランティアによる一人暮らし高齢者宅の除雪が行われました。ボランティアを買って出たのは仙台に本社を置く株式会社仙台測器社と弘前市の株式会社ブランデュー弘前です。

(株)仙台測器社営業技術部リーダーの七字直樹様には1/8(水)に名坪平地区の屋根の雪下ろしを、(株)ブランデュー弘前の西澤雄貴社長を含め4名の方々には1/19(日)居森平地区の雪下ろし及び軒先周辺の雪かきをそれぞれいただきました。

村では、従来から一人暮らし高齢者世帯等の雪下ろし事業を行っていますが、連日の雪で業者の手配もままならない中、渡りに船のお申し出でした。

両社には心より感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお願いたします。



弘前市・西目屋村消防団出初式

1月13日、弘前市・西目屋村消防団出初式が弘前市土手町通り・弘前文化センターで行われました。

本村からは消防団員約30人が参加し、土手町通りで人員服装点検・機械点検・分列行進が行われました。

その後、弘前文化センターにて各賞の表彰が行われ、対象者に表彰状が授与されました。

年末年始の大雪の影響が心配されましたが、当日は天気も良く土手町通りでは各分団が分列行進を行いました。

西目屋村村長表彰(敬称略)	西目屋村村長表彰	消防団歴20年以上	畠山 研二 (第1分副分団長)
	西目屋村消防団長表彰	消防団歴5年以上	三浦 聖貴 (第1分団員)
			矢澤 一輝 (第1分団員)
			前山順一郎 (第3分団員)

編集後記

1月中旬、我が家の除雪機が故障して修理するのか新しい機械を買うのか…家計を圧迫。除雪機がない期間に屋根の雪が落ちて家の外壁を圧迫。色々プレッシャーを感じる年の始まりになっております。